

# 令和8年度新たな公共交通システム調査・検討業務 提案説明書

## 1 業務の名称

令和8年度新たな公共交通システム調査・検討業務

## 2 趣旨

本説明書は、「令和8年度新たな公共交通システム調査・検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務の目的

本業務は次の(1)及び(2)を踏まえて、新たな公共交通システムに係る調査検討及び実証実験の準備・実施を行うものである。

### (1) 検討の背景

#### ア 新たな交通需要への対応

都心部や創成川以東地域において、地域内の人口増加に加えて、北海道新幹線の延伸を見据えた札幌駅周辺の再開発や新幹線東改札口の整備に伴う交通需要の増加が見込まれており、今後、バスや地下鉄等の既存の公共交通とあわせて、地域住民や観光客等の移動ニーズを支え、交通利便性や回遊性を高めるための対応が必要となっている。

#### イ 水素社会の実現に向けた始動

令和6年6月に北海道・札幌市が金融・資産運用特区に指定されたことなどを追い風に、国内随一のGXポテンシャルを活かしたグリーン水素のサプライチェーン構築を目指す中、創成川以東地域では、市内ですべてとなる定置式水素ステーションが設置されるなど、モビリティ分野で水素利活用を進めるための環境が整いつつある。

#### ウ まちのブランド力の向上

産業振興の観点からインバウンドの誘致や企業立地の取組を積極的に進めている中、国内外から更に多くの人や投資を引き寄せるためには、まちの魅力をより向上させる必要があることから、札幌の顔となる都心部においては、交通分野でも新たな付加価値の提供に貢献していくことが求められている。

#### エ 持続可能な公共交通ネットワークの構築

運転手不足などに起因する路線バスの減便や廃止が進行している中で、市内の面的な公共交通ネットワークを維持し、将来にわたり生活交通を維持していくためには抜本的な対策が必要であり、既存の枠組みに捉われずに中長期的な視点で新たな技術や仕組みについて検討し、実現可能性を検証する必要がある。

### (2) 新たな公共交通システムの目指す方向性(基本方針)

#### ア 誰もが利用しやすくなる公共交通の実現

全ての人々が利便性と快適性を享受できる乗降環境やサービスを提供し、シームレスに移動できる、ユニバーサル社会にふさわしい公共交通を目指す。なお、多様な移動ニーズに応えるために、路線定期運行の連節車両とデマンド方式による区域運行の中型・小型車両の組み合わせを想定している。

#### イ 交通分野での移動の脱炭素化の推進

水素を活用した環境配慮型車両を導入するなど、移動の脱炭素化を先導する取組として水素利活用を積極的に推進し、ゼロカーボンシティの実現に貢献する。

#### ウ 都市ブランド力の向上

デザイン性の高い車両や街路空間により魅力的な都市景観を創出するとともに、先進的で機能性に優れたシステムを導入し札幌のブランド力を高める。

#### エ 公共交通ネットワーク維持への貢献

新たな技術や仕組みを積極的に導入するとともに、得られた知見などを地域特性に応じて他地域へ展開することで、市内の公共交通ネットワークの維持に貢献する。

## 4 業務の内容

### (1) 本格運行に向けた検討

受注者は、新たな公共交通の本格運行に向けて、社会情勢の変化や脱炭素社会への対応、

まちづくりとの連携等を考慮し、以下の項目について調査・整理・検討を実施すること。なお、業務の実施にあたっては、発注者との協議を十分に踏まえ業務を実施するとともに、道路運送法や道路交通法等の法的適合性を十分に考慮すること。

ア 連節車両による路線定期運行のサービスレベルの検討

都心部及び創成川以東地域での再開発や新幹線の整備等のまちづくりの進展に伴い発生する交通需要を予測するとともに、都心部から郊外の観光地等へ向かう来札観光客等の公共交通利用状況を把握したうえで、新たな公共交通システムの導入を要する運行ルート、乗降場所、輸送力等を整理する。

イ 中型・小型車両のデマンド型交通の利便性向上に資する施策の検討

都心部におけるデマンド型交通の利便性向上や収益性向上に資する取組について、他都市における事例等を参考に、本市での具体的な施策案を提案・検討する。

ウ まちづくりにおける新たな公共交通システムの活用方法の整理

まちづくりの進展に合わせて、新たな公共交通システムを段階的に整備・拡充していくことを見据え、まちづくりにおける役割や整備手順を整理する。

エ 運行スキームの検討

運行主体となり得る民間事業者等へのヒアリングを行い、持続可能な運行スキーム案を検討する。

オ 概算費用の算出

上記ウで整理した手順で新たな公共交通システムを整備することを想定し、年度ごとの概算費用を推計する。

カ 事業効果の算出

過年度検討業務で整理した整備効果項目を参考に、新たな公共交通システムの導入による便益を算出する。算出にあたっては、「地域公共交通の有する多面的な効果(クロスセクター効果)に係る算出ガイドライン標準版」(著者:クロスセクター効果研究会)などを参考に、多面的な外部効果を考慮するよう努めること。

(2) 実証実験の企画・実施・結果検証

新たな公共交通システムの導入に向けて、その有用性や課題を把握し、本格運行時の運行計画等の検討に資するため、昨年度の成果や実験結果を踏まえて下記ア～ウを実施すること。

ア 令和8年度 実証実験実施計画の企画

過年度の成果や実験結果を反映し、本格運行を模した環境での試験に向けた実施計画(時期、場所、安全管理体制等)を策定すること。計画には、「車両・運行」「乗降・待合環境」「サービス・システム」「水素利活用」に係る検証項目を適切に盛り込むこと。なお、連節車両については、乗客の乗車を想定した運行シミュレーション、乗降場所の適否の確認、信用乗車方式の実証等を行うことを想定している。また、中型・小型車両のデマンド型交通については、乗客に対する利用意向アンケート調査、経路一括検索機能の実証等を行うことを想定している。

イ 令和8年度 実証実験の実施

受注者は、上記アにおいて作成した実証実験実施計画に基づき、関係者との調整のうえ、必要な資機材(車両、システム等)および人員(運転手等)を確保し、円滑な実験を運営・実施すること。

ウ 実証実験の総括検証(令和7・8年度の取りまとめ)

令和7・8年度の実証実験で得られたデータを統合・分析し、各検証項目を整理すること。なお、取りまとめにあたっては、図表等を用いて分かりやすく表現した総括資料を作成すること。

(3) 関係機関との協議資料の作成等

新たな公共交通システムの検討及び実証実験に伴って実施する関係機関(交通事業者、交通管理者、道路管理者等)および地域関係者との協議資料・説明用資料の作成を行う。また、本市が設置する懇話会の開催にあたっては、上記(1)及び(2)の検討を踏まえた資料整理と運営補助を行うとともに、本業務の他に新たな公共交通システムに関連した業務がある場合は、十分に連携を図ること。

(4) 報告書の作成

上述の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。

(5) 打合せ

打合せは、業務着手時と成果物納入時の他に、中間打合せとして4回実施する。

(6) 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行機関

契約書に示す着手の日から令和9年3月19日までとする。

6 業務提案の上限額

金72,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1)業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2)本格運行に向けた検討	本格運行時の目指すべき姿を踏まえ、公共交通に関する新技術の活用検討等を進める上での考慮すべきポイント、着眼点等	A4判4ページまで
(3)実証実験の企画・実施・結果検証	実験内容等の検討に関する留意事項、考慮すべきポイント、着眼点等	
(4)関係機関との協議資料の作成等	新たな公共交通システム検討にあたり必要な関係機関、地域関係者との協議や学識経験者の意見収集にあたり考慮すべきポイント、着眼点等	
(5)その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(6)業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(7)参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

ア 参加意向申出書(様式第1号)

(添付書類)

(ア)同種業務等実績書(様式第2号)

上記8(6)に係る業務の実績を記載

(イ)業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類(契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し)及び当該業務の内容が確認できる書類(設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類)

(ウ)競争参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書(様式自由)

用紙サイズはA4判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものですること。なお、審査に公平を期すため、会社名、所在地、代表者を記載しないこと。

【副本】10部

上記イの企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記14の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月16日(火)15時00分必着とする(送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着)。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年6月12日(金) 17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。  
 URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

## 11 審査方法及びスケジュール

### (1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和8年度新たな公共交通システム調査・検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

#### ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。なお、参加者が3件以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

#### イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1事業者当たり3名以内とし、説明者は企画提案書に記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは、25分程度(説明15分・質疑10分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。

(カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

### (2) 審査スケジュール(予定)

一次審査 令和8年6月23日(火)

二次審査 令和8年6月30日(火)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

### (3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、または、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)・(4)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目についても同点の場合は、くじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

#### [審査基準]

項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	本業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	10
(2) 本格運行に向けた検討	整理すべき項目の構成及び検討手法について、具体的かつ妥当なものであるか。	35
(3) 実証実験の企画・実施・結果検証	実証実験の企画・実施・結果検証の提案内容について具体的かつ妥当なものであるか。	25
(4) 関係機関との協議資料の作成等	想定している協議先及び協議内容について、具体的かつ妥当なものであるか。	10

(5) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、具体的かつ妥当なものであるか。	10
(6) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、具体的かつ妥当なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、交通分野への経験が十分にある担当技術者を配置したものであるか。	10
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合であっても、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者(以下「最優秀者」という。)と協議を行い、協議が整ったときは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議し、協議が整ったときは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない。

13 参考図書

上記8に示す参加者の資格要件を満たし、本公募型企画競争に参加する意思のあるものは、下記14の場所にて過年度検討業務の成果品を閲覧できる(貸出及び複写は不可)。閲覧を希望する場合は、下記14に示す連絡先に事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

ただし、閲覧は令和8年6月12日(金)17時15分までとする。

14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側  
 札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課  
 電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114  
 E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp

## 役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

### （総則）

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

### （秘密の保持）

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### （契約保証金）

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

### （再委託の禁止）

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

### （監督等）

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

## 役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

## 役務—第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

## 役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
  - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

## 役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めるときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履

## 役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報の保護）

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。